

《 基 調 講 演 》

「スポーツ施設の安全管理と法的責任について」

－ 判例分析と現場での対処法 －



キーストーン法律事務所代表弁護士

日本スポーツ法学会前会長

菅 原 哲 朗

【講師プロフィール】

- ◎1948年生まれ、東京都出身、東京都立大学法学部卒業。
- ◎1975年4月弁護士開業。2000年中国大連市に外国法事務弁護士事務所を開設、中国に進出した日本企業の様々な法律問題を扱う。現在、キーストーン法律事務所代表。
- ◎役職は、第二東京弁護士会スポーツ法政策研究会代表幹事、日本スポーツ仲裁機構専務理事、日本スポーツ法学会前会長、日本スポーツ少年団常任委員、国民体育大会委員、同医事部会委員、国立スポーツ科学センター倫理審査委員、JOC危機管理プロジェクト班員、中国北京交通大学客員教授、日中法務交流・協力日本機構理事を務める。
- ◎スポーツ法においては、スポーツ指導者やスポーツドクターへの教育講演、アンチ・ドーピングを説いてスポーツ医科学倫理審査なども積極的に扱っている。
生涯スポーツコンベンション(文科省)、全国のスポーツ団体、地方自治体の主催する講演会における、親しみにくい法律をスポーツルールとして噛みくだいた「法リスクマネジメント」講座が分かりやすく好評である。
- ◎著書として：『少年スポーツ指導者の法律相談』（大修館書店1992年）、『スポーツの法律相談』（青林書院2000年）、『スポーツ法危機管理学』（エイデル出版2005年）、共著『スポーツの科学』（日本学術協力財団2007年）他共著及び講演多数。

今日の私の話は、「スポーツ施設の安全管理と法的責任について」という演題です。しかし、法律的な硬い話をしてもあまり身につかないので、大学の先生は、How to say (いかに説明するか) ですが、弁護士の私は、知識を身につけてもらいたいので、できるだけ分かりやすく、How to do (いかに対処するか) で話したいと思います。

私が話すことはレジュメにざっと書いてありますが、これを全部やってもあまり意味がないのでP.8(資料)を開いてください。〈紛争に対処する6つの指針〉として、1.人命救助など果たすべきことをまず果たす。2.事故の事実関係を把握する。3.先例を学ぶ。4.説得と論証。5.仲間・父母後援会の信頼を得る。6.自己の行動に正しいという確信を持つ。
とあります。権利関係のトラブルはこういうふうに解決していくのだなと理解してもらえば、

今日の話としては十分ではないかと思っています。

そして、その下に「免責同意書は無効」とあります。今日は、これを取り上げながら、裁判に巻き込まれたらどうするか、ということをお話したいと思います。

まず、スポーツ事故とは何かといいますと、「スポーツは社会活動の一分野であり、スポーツ活動と事故は、我々の社会、自然、歴史と関連して把握すべきである。事故は、そもそも、社会の仕組みの中で安全な営みを阻害する予期せぬ突発的な出来事・事件で、人為的・偶発的な異常事態の結果、人や物に損害を発生させること」です。

人間は生きている限り事故・トラブルに必ず遭います。ただ、その程度・重さはバラバラです。私共のところには裁判をやってほしいと言って来る方は、何度も裁判をやるという人はいくらにも多くありませんが、初めてという人は結構おられます。そういう意味で、スポーツ事故・トラブルが突発的に起きた時にどうしたらいいか。そういうことを考えておくことが重要です。それでは、それに対処するスポーツの危機管理、リスクマネジメントをどう考えていったらいいでしょうか。

まず、リスクマネジメントという言葉に明確な定義はありません。それだけ広範な概念と言えそうですが、狭義の考えとしては危機管理手法。つまり、経済的なリスクもあるし、交通事故に遭うというような身体的なリスクもあります。「リスクを支配・管理する、リスクを上手にコントロールするスキル・技術だ」ということを、まずご理解いただきたい。

今日は技術を学ぶわけですから、「自分からないので」というのではダメで、話を聞いて分かるようになる、というふうに理解してほしいと思います。皆さんは、ここにわざわざお見えになっているのですから、「お任せします」ではなくて自ら勉強しようという意欲がある。これは素晴らしいことだと思います。

リスクマネジメントは3つに分けたいと思います。1つは、将来生ずるかもしれない事故、紛争、トラブルなど、不幸な事態がもたらす精神的・経済的損失を未然に回避する。つまり、どうやって未然にリスク回避をしないか、起きた以上いかにそれを拡大しないで小さいリスクの時に消していくか。つまり、軽減する手法をどう考えたらいいかということです。

2番目は、確かに危機は回避できないが、起きた以上いかにそれを拡大しないで小さいリスクの時に消していくか。つまり、軽減する手法をどう考えたらいいかということです。

3番目に、危険は起きてしまった。損害も発生してしまった。例えば、残念ながらプール事故で人が亡くなったとか後遺症が出てしまった。発生してしまっただけで、プールについて、最も有効かつ効率的な対処、裁判の進行の仕方といったことを考えていこう。この3つの観点から考えていくわけです。

スポーツの特色は、スポーツは文化活動であり、みんなで楽しくやりたい。言ってみれば趣味みたいなものです。趣味というと、映画を見る、本を読む、コンサートに行く、バレエやダンスを見るなど、いろいろなパターンがありますが、こういうものにはあまりリスクはありません。もちろん、コンサート会場で火災が起きて、逃げる時に折り畳みになって何人か亡くなる、というようなことはありますが、そんな事故でもない限り、怪我をすることもありません。

ところが、スポーツ活動は常に体を動かします。その時に、慣れない動きをすとか、無理をすることもあります。心臓が弱いのに校庭を10周回ってこいと言われて、心筋梗塞を起こすという場合もありますから、常に危険があるわけです。これを私共は「内在する危険」と

言います。その危険をいかに発生しないようにするか。これがスポーツにおけるリスク管理の基本です。

例えば、泳いでいて溺れるかもしれないし、ボールが当たって怪我するかもしれない。ボクシングのように殴り合うスポーツでは、ちょっとしたきっかけで脳震とうを起こす可能性があります。色々なパターンがありますが、必ずリスクがあります。

それではリスクをなくすやり方があるのか、と質問されたことがあります。その時に私が答えたのは、この手法をスポーツ活動の場面に当てる事故に当てはめると、安易で消極的な安全対策は、危険から逃れることである。つまり、「内在する危険」を持つスポーツ自体をやめればいい、という極めて簡明な答えがあるわけです。しかし、これは消極的な考えです。

私はスポーツ少年団の子供達を連れてドイツに行ったことがあります。ドイツにはスポーツユニオンという大きな組織があります。そのメンバーに、あなた達の競合関係にあるのはどこかと聞いたら、音楽をやる人達はスポーツの楽しみを知らないから、そういう人達が競合だと答えました。考えてみればドイツはスポーツだけでなく音楽も素晴らしい国ですね。

その中で自分たちはスポーツを選んだのだから、スポーツの楽しみを十分理解できるようにしなければ意味がない。そして、スポーツを楽しむ積極的な安全対策は、スポーツに危険が伴う限り、完全な事故防止は不可能である。そういう現実に立脚しなければ、体育施設の安全管理対策はできないと思います。

皆さんは、午後のシンポジウムで講義と実習もあると思いますが、すべて積極的なリスクマネジメントの中で安全対策を考えていくということです。例えば、最近、AEDが色々なところに設置され始めています。誰かが倒れたという時に、近くにAEDがあったら、皆さんが対応いなくてはいけないわけですから習得する必要があります。

事故発生前については、次にいかに事件・事故に巻き込まれないか。これを考えることが大切だと言いましたが、それではいかにすべきかということについて話したいと思います。

スポーツをやる時に、倒れても水を飲ませないとか、我慢すればいいと言う。そういう「無知・無理解の熱中症」という標語がスポーツドクターから出されています。一方で、スポーツをやる時の怪我と弁当は自分持ち、自分が全て対処すればいい、という発想があります。これは経験から生まれたことですが、自ら危険を予知するとか危険を回避する能力を身につける必要があると、スポーツ少年団でも話しています。スポーツの危険を回避する知恵が安全の為にスポーツルールである、ということを知ろうということです。

例えばサッカーでは、オウンゴールでもゴールはゴールで、相手チームに1点入るというルールがあります。もう一つ、サッカーはボールを蹴る競技で相手の足を蹴るのではない。これは安全の為にスポーツルールです。なぜならば、それは危険だからです。野球のルールは、ホームランを打てば1点、三振はアウトです。あるいは、一打逆転でホームベースに向かってヘッドスライディングする。この時に、キャッチャーに向かって体当たりするのは守備妨害です。安全の為にルールというのはそういうことなんです。

ですから、ルールを守っていれば、実はかなりの事故は防げるのです。しかし、こういうことをすれば危険なのか。大切なことは、大人は大体分かっています。子供は分かりません。例えば先生が、今日勝たないと準決勝に行けないから何としても勝ってこい、という言

い方をする場合があります。そうすると、相手の選手が怪我したら勝つかもしれない、と間違っと思う子どもがいるかもしれません。

指導者にとって一番難しいのは、子供達にスポーツルールを守ることを指導・教育することです。相手に怪我をさせるようなことはやるな、スポーツルールを守れと、いくら口で言ってもダメで、大事なのは指導者自らの実践です。例えば、「禁煙」と書いてある所で指導者がタバコを吸っていれば、子供達はルールを守らなくたっていいのかなと思うし、指導者がタバコを吸いたいのを我慢していれば、子供達はルールを守らなくたってはいけないんだと思う。野球も、指導者のやることを覚えながらルールを身につけていくわけですね。ですから、指導者はいつも子供達から見られている。スポーツルールを教えることとぐらい、面倒くさくて辛くて大変なことはありませんが、指導者の姿がスポーツルールなのだということを、安全の為にスポーツルールを守るという時に、気をつけてほしいと思います。

それから、先程言いましたように、スポーツの特徴として「内在する危険」があります。危険の発生を防止する為にどうするか。私は「逆転の発想」ということをいつも言っています。

例えば、子どもが熱中症で倒れた時にどうするか。日陰に入れたり、水を飲ませたりしますが、私は、すぐ119番して病院に運ぶことを勧めています。重大なことでもないのになぜ救急車を呼ぶのかというと、指導者は救命活動を行い、119番して救急車で子供に付き添って病院に行く。これで指導者の法的責任は軽くなるからです。

つまり、医師が来れない状況なら、指導者は必死になって救命活動をしなければいけません。119番して救急車が来たら救命士が救命活動をしながら病院に運びます。最近、妊婦を拒否する病院が話題になりましたが、病院は救急車で運ばれてきた人を助けなければいけない。救命活動は医師の専門部門ですから、病院に近づけば近づくほど、指導者の法的責任はどんどん軽くなっていくわけで、そういう意味での「逆転の発想」をやっていたきたいと思います。

もう一つの例を挙げますと、皆さんは、いろいろな事故の時に保険請求したことがあると思います。これは気楽にやったほうがいい。その理由は簡単で、保険請求することとは、いつ、どこで、何が、どうしたたということ、自分で整理しなければいけない。そうではないと保険請求の書類は書けません。ということは、事実をいかに的確に整理するか、というスキルを学ぶことができるからです。

次に、「免責同意書は無効」の話をしたと思います。免責同意書というのは、アメリカでは waiver form というふうにいわれていて、主催者側が「責任は取りません」という文書に署名捺印させる。いわば、被害者側に法的責任を押しつけようというパターンです。

スポーツビジネスを展開する上で、自分の不利益を契約関係の中で損害賠償請求の免責を図る。あるいは、自分の法的責任を軽くして相手の権利を制限できれば自分の利益は上がる。これは単純な法則ですね。そういうことから、免責同意書を取ろうという気持ちがか主催者側に常に発生するんですね。

しかし、結論を言えば、「免責同意書は民法90条の公序良俗違反で無効」というのが大原則です。それにもかかわらず免責同意書はなくならないのが現実です。なぜでしょうか。

まず、民事訴訟とは何かということから説明しますと、民事訴訟とは、個人や私企業など

社会生活における私人間の法律関係、物を買う(売買契約)、家を借りる(賃貸契約)など、権利・義務の関係にかかる利害の衝突・紛争を、国家裁判権の行使(司法機関)による民法や商法など法律に基づき強制的に解決する手続きです。

裁判というのは国家機関としての裁判所が、国家権力の発動として民事紛争を解決することで、自分の権利が侵害されたという個人がいれば、その私人が民法の認めた法的地位を確保するには自ら裁判を提訴する、証拠を出す、裁判所を説得する、という作業が必要です。

つまり、民事訴訟は、原告・被告が平等かつ対等に証拠を出し合って、自分の主張をするということと定めたものですから、裁判官は、当事者が出した証拠に基づいて、法律を適用して損害賠償請求権を認める。損害賠償を拒否したら強制執行を行う。例えば暴力団に強制執行を行う場合、警察に連絡すると機動隊が来ます。そのくらい国家権力は何でもできて、判決を「債務名義」といいますが、強制執行で預金や不動産を差押えすることができ。これが単純な民事賠償です。

私共は、民事訴訟手続ではなく、スポーツ仲裁機構というのを2004年につくりました。例えば代表選手にだれを選ぶか。そういうことは、裁判所法3条の定める法律上の争訟ではないので裁判所は判断できません。ですから、スポーツ仲裁できちっとやろうということで、システム、プロセスをつくった理由です。

次に、不法行為責任(民法709条)について話したいと思います。この時に「安全配慮義務」というのがあります。不法行為責任と安全配慮義務、この2つをキーワードとして覚えてもらえれば十分だろうと思います。

スポーツに内在する危険防止、あるいは事故防止をする。その為に、民法では、「善良な管理者としての注意義務」を、きちっと押さえておかなければならないことになっています。

安全配慮義務とはどういうものかといいますと、「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務」というふうに判決文にあります。非常に分かりにくい。

例えば学校教育法を含めた教育関係の法律に、安全配慮義務という言葉はありません。あるいは、社員が過労死で死んだという時に、安全配慮義務を守りますなどということは、会社の就労規則に書いてあるわけではありません。

最初に安全配慮義務という言葉が生まれたのは、自衛隊員が自動車整備作業中に車両に轢かれて死亡して、昭和44年、遺族が訴えを起しました。当時、安全配慮義務違反という言葉は明確ではありませんでしたが、交通事故と同じようなものだから、損害賠償請求をするということ、実はこの事件は最高裁まで争われました。

国側の主張は、自衛官というのは危険なことやるのが仕事であって、なぜ安全に配慮していないと損害賠償請求されるのか、というのが言い分でした。それに対して最高裁は、どんなに危険なことをやるにしても、いかに安全に配慮して活動できるようにするか、これは国の責務であるとして、先程読みあげたような判決を出したわけなんです。

それ以来、最高裁判決は「付随義務として」「信義則上負う義務」となっていますが、学校事故についても、過労死という労働案件についても、「安全配慮義務」を尽くさなければいけないということになってきています。スポーツの場合も同じで、安全配慮義務を尽くせとはど

こにも書いてないが、安全配慮義務をもってスポーツ施設を管理しなければならない、ということが原則になっています。

スポーツ事故によって不法行為責任が発生する要件の1つに、故意または過失というのがあります。

例えば、2006年のワールドカップで、フランスのジダン選手が相手チームの選手を頭突きしました。身内の悪口を言われたのだそうですが、だれが見ても故意の暴力行為です。なぜ警察が入ってきて逮捕しなかったのか。あるいは、野球で、ビーンボールを投げたといって投手に殴りかかって乱闘騒ぎになる。これも故意の暴行だからすぐ逮捕しなければいけない。でも、選手がワーズと集まっても警察官が入ったという話は聞きません。サッカーの世界では、最近はフーリガンがいるのでイギリスなどでは警察が入っていますね。

そういうことはあるけれども、故意はめったにない。スポーツ事故に関しては過失がほとんどです。その時に、常に安全配慮義務に違反するかどうかが問題になって、安全配慮義務に反しなければ過失責任は問われない。日本は結果だけで法的な責任は取らせません。

安全配慮義務は、「予見可能性」と「回避可能性」から判断されます。スポーツの場合、一番分かりやすいのは水泳での溺死事故です。なぜならば、水の中に人が入ると亡くなる可能性がある。水に沈んで何十分も生きていると考える人はいません。水は危険だということは誰も予見しています。そして、誰かが溺れたという時に、助け上げて人工呼吸などをやると助かる。回避することができる。にもかかわらず助けないと、回避義務違反で過失責任を負うことになります。

つまり、水は危険なのに危険ではないと思ひ込む。溺れても助からないと思ひ込んで助けない。そういうことをやると、安全配慮義務を尽くしていない、過失責任であるということで、不法行為責任が問われる。法律的にはこういう構造になっています。ですから、いかに安全配慮義務を尽くさなければいけないか、ということです。

スポーツには違法性があります。これを違法性阻却があると言います。安全のためのルールを守り、注意義務を果たしてスポーツをなす者は、たとえ危険のある行為、ボクシング、柔道、剣道等、他人の権利を侵害しても違法ではない。スポーツに参加する者は、予め内在する危険を知って加わるのである。スポーツから生ずる危険に対して自らの責任において危険を回避すべき、という考え方が、「被害者の承諾」あるいは「危険の引き受け」という概念です。

法学では、「危険の引き受け」、「許された危険」、「社会的相当性」ということで、違法性阻却事由があるというふうに言いますが、要するに、スポーツに参加する者同士には特別な信頼関係があつて、多少の怪我を生じてても法がスポーツの世界に介入しない。これが原則です。ルールに従ってスポーツをする限り、安全配慮義務を尽くしたことになります、社会的に正当な行為とみなされ、法的には違法性がない、ということになります。

具体的な判例に入っていきますが、P.4(資料)に「学校プール施設の管理責任」、P.5に「無料の水泳教室での事故」、P.6に「スポーツ倶楽部での事故」、P.7に「国道上への落石事故の問題」、P.9に「プロ競技選手の免責同意書の問題」など、いくつか挙げてあります。時間の関係上全部説明できないので、後で読んでもらうとして、きょうはスポーツ施設の安心・安全がテーマですから、P.6の「スポーツ倶楽部での事故」(東京地裁平成9年2月13日判決)を

取り上げて説明したいと思います。

この事件の被告は、スポーツ施設を所有・管理する、東京23区内の民間スポーツ倶楽部です。原告はこのスポーツ倶楽部の正会員(女性・55歳)、毛染めのインストラクターで、仕事柄腕が非常に大事なわけです。この人が、平成4年8月、1階のプールで水泳・体操に参加した後、2階のロッカールームに行こうと階段を登って曲がったところで、フロリングの廊下で滑って転倒して左腕を骨折し、左手関節正常可動域が2分の1で、後遺障害12級6号の障害を負った。こういう事案です。

この施設の所有者(被告)は、民法717条に基づく安全管理義務がありながら、施設に欠陥があった。2階の廊下に水溜りがあって、原告が足を滑らせて転んでしまったわけです。その後スノコみたいなものを置くという対策を取ったが、当時は施設が出来て2年位でまだそこま管理されていなかった。「通常有すべき安全性」があるかどうかが問題になりました。

被告側は、本件廊下の床面は檜の木を市松に組んだもので出来ている。階段の登り口、階段の踊り場、2階に上がった所にはそれぞれ足を拭くためのマットが置いてあって、プール利用者はマットで足を拭くことができるようになっていた。階段の登り口、1階と2階との間には体をよく拭くように注意書きも貼りつけてあった。また、施設会社の係員は、倶楽部内を清潔に保つ為に、廊下やロッカールーム等を概ね1時間おきに巡回し、床の水滴を拭き取ったり掃除機でゴミを吸い取ったりしていた。だから、水溜りはそうしょっちゅう出来なかった、と主張しました。

でも、水溜りは出来て、原告の女性が滑って転んで骨折した。そういうことで、「通常有すべき安全性」がない、という裁判所の判断が下された。ただし、原告にも廊下の水溜りを避けるべき義務がある、と裁判所は言っています。つまり、全員が転んだのではなく、その女性だけが転んだのだから過失があるということで、過失相殺4割で322万円の損害賠償を認めました。

それから、先程出たた免責の問題です。このスポーツ施設を経営・管理する会社は、入会時に会則で「免責の特約」がある、と抗弁しましたが、裁判所は、免責規定の適用外としました。

入会規定では施設を利用する時、みんな署名捺印しますね。その中に施設管理者の免責的な規約が書いてあります。このスポーツ倶楽部の会則も、「本倶楽部の利用に際して、会員本人または第三者に生じた人的・物的事故については、会社側に重過失のある場合を除き、会社は一切損害賠償の責を負わないものとする」というふうに書いてあります。全く責任を負わないとするのはまづいだろう、公序良俗に違反する。だから、「重過失のある場合を除き」と入れて規約を定めたんですね。

裁判所は、「文言上は本件施設内で被告の軽過失により生じた一切の債務不履行及び不法行為につき被告の損害賠償責任を免除する趣旨であるかのように読む余地が全くないわけではない。しかし、一般的、平均的な入会申込者ないし会員にとって予期可能であり、かつ、合理的に理解することができている内容のものとしては、スポーツ活動には危険が伴うから、会員自ら健康管理に留意し、体調不良の時には参加しないようにすべきであること、あるいは本件施設に現金、貴重品を持ち込まないようには自らの責任において管理すべきであること、したがって、会員自らの判断によりスポーツ活動を行い、あるいは本件施設に現金、貴重品を持ち込んだ結果、身体に不調を来し、あるいは盗難事故に

遭った時には、被告に故意または重過失のある場合を除き、被告には責任がないこと、以上のように理解するものと考えることができる。」これが1つの判断です。

入会時に会則に署名捺印する。そういう包括的な合意は、一方的に定められた定型的文章（初めから印刷してある不動産の文書）です。ということは、一般的、平均的な入会申込者ないし会員にとって予期可能であり、かつ合理的に理解することができるとして、客観的、画一的に当該条文を判断すべきであると。だから、例えば、100万円までは責任を負うけれども、それ以外はあなたの責任ですとか、5,000円までは自分で負担してください、それ以外は保険から出しますとか、細かく書いてありますね。そういうふうな客観的、画一的なものであると。

つまり、会則の内容が、会員資格取得の手続き、例えば子供はダメとか何歳以上というような条件、それから、スポーツクラブの管理運営に関すること、高額のお金はフロントに預けるなり貴重品ロッカーに収納するとか、喫煙エリアの制限とか、携帯電話は使わないでくださいとか、そういったスポーツクラブの管理運営に関することは、公序良俗に反するわけではないので認められるということです。

すなわち、「社会通念上、普通の知識、経験を有する成年の男女がスポーツ活動を行う場合には、スポーツ活動そのものに伴う危険については、通常予測される範囲において、スポーツ活動を行う者がこれを自ら引き受けてスポーツ活動を行うものと考えられているのであり、本件規定はこのような社会通念を踏まえて、スポーツ施設を利用する者の自己責任に帰するものとして考えられていることについて、事故が発生しても、被告に故意又は重過失のある場合を除き、被告に責任がないことを確認する趣旨のものと解するのが相当である。」という規定に過ぎない。それが会則の規定なんですね。

しかし、この事件の場合、「本件施設の設置又は保存の瑕疵により事故が発生した場合（水溜りが出来て転びやすいようなかたちにして、そこで足を滑らせて怪我をした）の被告の損害賠償責任は、スポーツ施設を利用する者の自己責任に帰する領域（そばにあるモップで利用者自ら水溜りをなくすとか掃除をする）のものではなく、もともと被告の故意又は過失を責任原因とするのではないから、本件規定の対象外であることが明らかであるといわなければならない。」

つまり、これは会則に記載しても、施設側の負けであるという判決で、いくら免責規定を作っても無意味ですと、非常に丁寧に言っているわけですが、通常はもっと簡明です。スキューバダイビング事故の東京地裁平成13年6月20日判決を紹介します。

この事件は、スキューバダイビングは必ずパディをつくって行いますが、たまたま海の透明度が低くて別れ別れになってしまった。そして原告は、酸素が無くなって水面に出たけれども、重度の障害を負ったというもので、被告側は免責同意書を取っています。つまり、事故に遭っても損害賠償は一切しないという免責同意書に署名しない限り、タンク（ボンベ）は貸さないというかたちで明白になっています。

判決は、「人間の生命・身体のような極めて重大な法益に関し、免責同意書が被免責者に対する一切の責任追及を予め放棄するという内容の前記免責条項は、被告等に一方的に有利なもので、原告と被告会社の契約の性質をもってこれを正当視できるものではなく、社会通念上もその合理性を到底認め難いものであるから、人間の生命・身体に対する危害の発生につ

いて、免責同意書が被免責者の故意、過失にかかわらず一切の請求権を予め放棄するという内容の免責条項は、少なくともその限度で公序良俗に反し、無効である」と言っています。これが明白な通常の「公序良俗違反」の判決です。

要するに、人間の生命・身体にかかわるものについては、いくら免責同意書を取ろうといっても無意味であり、そもそも無効なのだということを申し上げておきます。

もう一つ、P.9(資料)の「プロ競技選手の免責同意書」について話をします。これは、平成10年5月3日、富士スピードウェイ(静岡県小山町)で行われた「全日本富士GT選手権」決勝自動車レースにおいて、雨の中で大事故を起こし、衝突炎上したマシンで全身火傷を負い、23回に及ぶ手術を受けたプロドライバー(45歳)が、主催者側に債務不履行及び不法行為に基づき損害賠償請求をした事件です。

当日は雨が降り出したので、審判車が並走しながら「スピードを落とせ」と言っている時に、1台の車がクラッシュして他の車とぶつかり合って、最終的に炎上事故が起きたという痛ましい事件です。

残念ながらスポーツ界における主催者の安易な発想は、事前に大会参加者から免責に関する同意を取ろうとすることです。紙切れ一枚で法的責任がなくなれば、これ程便利なことはありません。

東京地裁は、平成15年10月29日の判決で、選手の過失相殺を4割と評価して賠償金額を9,000万円余に減額しました。しかし、争点である免責同意書(参加選手が競技主催者に決して損害賠償を請求しない旨の署名捺印、つまり*死の誓約書*)は、プロのカーレーサーという死に直面するスポーツゲームに参加する選手であっても、一方的に不利益を課し、社会的相当性を欠き、公序良俗に反して無効と判断して、主催者の法的責任を認めました。

つまり、東京地裁は、免責の*死の誓約書*は、主催者が一方的な優位を背景に誓約書提出を義務づけ、誓約書を提出しない選手は自動車レースに参加できないと選別し、選手のレース参加の自由を不当に制約する。これはけしからんことではないか、という認定をしたわけです。

それにもかかわらず、スポーツの世界においては、まだ責任を負わないとか、損害賠償をしないという免責を求める文書があるので、私はこのような場できちっとお話ししています。

それから、皆さんは「示談」という言葉をご存じだと思います。法律用語では和解といいますが、免責同意書は無効、示談書は有効です。

免責同意書は、将来どういう事故が起きるか分からないことを前提としながら、損害賠償請求を放棄するというものです。それに対して、事故が起きて怪我の程度と治療費の額から、例えば損害賠償請求は100万円にする。でも、いま和解すれば即金で80万をすぐもらえる。それならば80万でいいと和解する、というのが示談書です。

つまり、示談はすべての事実が予見可能で、いやだったら回避できる。そういう条件の中で成立するわけですが、免責同意書は、いつ、どういう事故が起きるか分からない。予見可能性がない。にもかかわらず、署名捺印しないと参加させてもらえない。回避可能性もない。この2つの要件からしても示談は有効ですね。

この関連で最高裁まで争った事件があります。原告は、交通事故に遭って、示談が成立して保険会社から示談金をもらいました。しかし、2年ぐら経って鞭打ち症が発生したので、

鞭打ち症についての損害賠償金を要求したら、保険会社は示談がすでに成立している。示談は損害賠償請求権の放棄なのだから払えないと拒否した。そこで最高裁まで争った結果、最高裁は示談は事故による傷害だけで、鞭打ち症については含まれていない、と判断した。

つまり、鞭打ち症は、示談を締結した時点では発症するかどうか分からない。予見可能性がない。それにもかかわらず、示談したから責任が全部なくなるというのはおかしい、という事で保険会社が負けたわけですが、事実をきちっと押さえておく。それがなければ予見可能性はないということです。

もう一つ、これも最高裁まで争われたスポーツ事故についてお話します。ニセコのスキー場で上級者同士が衝突するという事件です。Aさんは学生で、小回りターンで高速で降りてきた。もう一人のBさんは主婦で、大回りターンで降りてきてAさんとぶつかって骨折してしまった。

札幌高裁までは、スキーはそもそも危険を伴うスポーツであることは上級者としてお互いに知っているわけだから、Bさんは損害賠償請求できないという判決でした。これを最高裁は破棄差戻しました。どういうことかという、上のほうにいたAさんはBさんを見ることでできた。予見可能性があったかもしれない。それについて判断しないまま、スポーツとしては一切責任がないというのはおかしい、というのが最高裁の判断です。

AさんとBさんの位置を上から見ると、2人の立場はあまり明確ではありません。ところが、横から見ると、Aさんは上のほうに、Bさんは下のほうにいます。(注・黒板に図を書く) スキー場は、最近では整地するようになりましたが、当時は整地していなかったもので、大小の「コブ」がいろいろあったんですね、そういう場合、AさんはBさんを見通すことができないう。予見可能性がない。だから、突然目の前に人が現れたら、上級者であってもぶつかざるをえない。回避可能性がないわけです。しかし、見通すことができた。予見可能性があれば、上級者は一瞬のうちにエッジを切り替えて回避できる。

つまり、予見できたかどうかということが非常に重要なポイントになる。これが事実関係の把握です。だから、いかに予見可能性と回避可能性を注目してやっていくか。その重要性を理解してもらえたと非常にいいなと思います。

冒頭話しましたように、今日はこれを理解していただければいいということで、P.8(資料)

〈紛争に対処する6つの指針〉がまとめられています。

紛争状態とはどういうことか。自分が裁判の被告になったとか、人から言われるという時に分かると思うが、なかなかピンと来ない。一般的に紛争状態といっても、私関係ありません、私分らないからお任せします、という話になってしまつとまずいわけですから一応説明します。

権利の構造というのは、常に請求権というものから成り立っています。日本人としてオギャーと生まれた瞬間、国はその人を育てる義務がある。たとえ親に虐げられても子どもは育てていかなければいけない。自分は権利があるということは、人に対して請求できるということです。国家に対して請求できる。あるいは市町村に請求できる。あるいは相手に対しても請求できるかもしれない。あなたに金を貸したから返せと言う。これは立派な請求権です。そういう請求権が発生することがまずポイントです。

それに対抗するのが抗弁権です。分かりやすい言葉で言えば、あなたに100万円貸したから返せと言われた時に、昨日送金して返した、あなたにいちいち言われる必要はない、というのが抗弁権です。債務の請求と債務の履行、これが「請求権と抗弁権」の関係になっているんです。

それでは〈紛争に対処する6つの指針〉について、1つずつ話していきます。

財布をハンドバッグごとひったくられた。あるいは、最近振り込め詐欺が多いですね。交通事故に遭って怪我をした。あるいは、間違っって人をはねてしまった。このような紛争は身近に起こります。そういう時に、人間はなかなか冷静な判断ができないものですが、私どものような弁護士に、まず事実をちゃんと通知してもらわないと対処できません。

第1の対応は初動を制する。果たすべきことをまず果たす。被害が大きくならないように、自分でできるあらゆる手段を講ずる必要があります。ハンドバッグを盗られたら、大きな声を上げてひったくりを追いかける。自力救済でハンドバッグを取り戻す。更にいえば、110番して目撃した自動車ナンバーを通報するなど、なすべきことをなすことが必要だということです。

第2の対応は、少し冷静になったら客観的になることが重要です。現状を把握する為に、事実を集め、事実を見つめるということです。紛争の発生には常に原因がある。特に人と人とのトラブルには因果関係があります。犯罪者はなぜ私を標的にしたのか、なぜ私が被害者になったのか、というようになことを考えて、一体なぜそうなったのか、隠れた真相を探し出す。事実関係を押さえていくことが論争の出発点になります。

事実を陳かにしないということは重要です。スポーツ少年団話をするのですが、子供が怪我をした時に、父母・保護者の方は、どうして怪我をしたんですかと、指導者に聞きたがります。しかし、上のほうの指導者であればあるほど事実関係を知りません。

事実を知らないと答える。これは、子供を指導していなかったことを自白することになります。それではどう答えればいいか。まず、「私はその現場にいなかったのでも問い合わせ中です」と答える。そして現場の指導者に聞いて、「A君とB君の間でけんかがあって、B君の持っていた棒が誤って当たったのが原因のようだと現場から聞きました。しかし、事実関係をきちっと調べてお答えします」というのが上に立つ者の言い方です。最近、テレビの謝罪会見でもそういう言い方が増えてきましたね。

それから、先程言いましたように辛い状況に入っている。その時に、自分の行動が正しいという確信を持たないと、抗弁権が生まれてきません。事実の流れは整理できた。気がつかなかった自分の弱点も見えてきた。あるいは、例えば人をはねてしまった場合、相手がこういふうに来なければぶつからなかったというふうに、事実関係をだんだん確認してくると色々思い出して、自分は確かに少しは失敗したかもしれないけれども、警察に逮捕・拘留されるような加害者とは違うのではないか、ということがだんだん分かってきます。

これで準備はできた。第3の対応として、事実を第三者に理解してもらうために、言論の武器を準備しなければならない。例えば自分と同じ被害を受けた人は他にいないか、インターネットで先例を探してみる。また、法リスクの対策は一筋縄ではいかないので、友人に聞いたり、この時点で弁護士など専門家の知恵を借りるのもいいでしょう。先例が分かれば対策の選択肢も見えてきます。

大事なことは、成功例よりも失敗した事例が重要だということです。例えば、セールスマンがIHの調理器がいいと説明すると、絶対にはいいものだと思いますが、お隣さんはすでに買って、スイッチの位置が悪いと言う。そういう情報を得ていると、セールスマンにその先例をぶつける。そうすると、そういう先例はマニュアルにないからセールスマンは言葉を失うことになるんですね。つまり、色々な情報を得て相手にぶつけることによって組み直しができる。これが言論の武器になって戦う決断ができるわけです。

第4の対応は、説得と論証を尽くす。自分が正しいという言い分がなければ、第三者の裁判官は分らない。つまり、自分だけが正しいか悪いかではなくて、いかに他の人に分からせるか。それには、加害したのはどの誰か、ということを書えなければいけません。

車の接触事故の場合、お互いに免許証を持っていますから、どこの誰で、どこの保険に加入しているか分かりますね。ところが、スキーマの事故は難しい。似たようなカラフルなスキーウェアを着ていますし、普通、免許証を持ってスキーをやっている人はいませんから、ぶつかって倒れた時に相手がすっぴんになっていたら、スキー場に来ているたぐさんの人の中から探すのは殆んど不可能です。先程紹介したスキー事故は、たまたまその人が引き返してきたから、Aさん・Bさんということがはっきりしたわけですが、まず、相手は誰か、ということをつかまえておかなければいけません。

そして、法律の世界は論理で動きます。裁判闘争は証拠に基づき主張が判断されます。裁判とは、過去の事実を証拠によって現在の裁判官が判定する制度です。

例えば、どういう贈賄が行われたか、ビデオカメラで撮っておくなどということは殆んどないので、裏からいくら渡したかという証拠もない。私は100万渡したという気がすると言っても、検事が、相手が1,000万もっているのだから間違いないだろう、という話になります。

つまり、第三者をいかに説得あるいは立証できるか。それには、例えば現場写真とか相手から一筆取っておく。スキー事故の場合、近くにいた人に証人になってもらう。そういうことが立証行為になるわけです。いま話しましたように、過去の事実を現在の裁判官が判定するのが裁判ですから、再現性を残すようにすることが、説得の一番の近道ということになります。

第5の対応は、身近な仲間・家族などの信頼を得ることです。自分を助ける支援の輪は足元からつくり上げるしかありません。世論を形成する為には、法リスクに巻き込まれた自分の行動が他の人々の理解を得られるか、自分の境遇に同情を得られるかどうか。まず、自分の人柄を知る身近な人々を説得できなければ、長期の戦いを維持できない、というのが裁判闘争です。

そして、第6に自己の行動に正しいという確信を持つ。

ドイツの法学者R. イェーリングは、「法の目標は平和であり、それに達する手段は闘争である」と言っています。訴訟手続についていわば長い人生の意義を与えてくれる人生遺訓ということです。そういう意味で、損害賠償請求は保険が賄っているから、保険に入ることも重要ですし、この6つの指針・システムによっていかに紛争に対処していくか。そういうことを考えてもらえれば非常に嬉しいと思います。

「逆転の発想」が一番です。人間は、生きている限り、事故・紛争・トラブルに必ず巻き込

まれます。信頼し切った人に裏切られるほど悲しいことはありません。社会問題になっている振込詐欺で騙されて老後の蓄えを送金したとか、貸者の一灯といって寄付を集めているボランティア活動が中間搾取されている。そういうことは誰もが体験することです。順調に人生を送っているように見える人や、自分は幸せだと語る人でも、突然、不幸が襲ってくる。そういうことが予測できない以上、人生に法リスクはつきものだと、割り切るしかないだろうと思います。

先程来話しましたように、安易で消極的な安全対策は、危険から逃れる・危険を回避する。しかし、回避できないと認識した時は、自らそれに対する対策を立てなければいけません。

それから、私共はスポーツ少年団に行って話す時に、「小さな危険と大きな安全」という標語を使って話をしています。

小さな子供を指導する時に、ボールは当たれば痛いけれども、当たらなければ痛くない。ボールはつかめる、コントロールできるといふスキルを教えます。筋力運動とか素振りを何千回とか、そんなことは小さいうちからやる必要は全くない。スキルを身につけることによって、スポーツリスクはコントロールできる。あるいは、車は危ないから赤信号の時は渡らない。青信号の時でも気をつけながら渡りましょう、というふうにはスキルを教えておけば、危険があるということを身体で理解できるわけです

法リスクへの対処も同じです。裁判を体験した私のクライアントの話を聞きますと、それぞれ何かを感じていて、あれが前兆だったというのがいたい分かっているんですね。皆さんは色々なスポーツをやっていると思いますが、スポーツの危険性はみんな分かっていますね。剣道では竹刀がさくれ立つと目に刺さるとか、柔道では、畳がちよっと破れていると、乱取りの時に足を突っ込んで骨折するなど、危険は色々のところにあります。

これはスポーツ少年団で事故が起きた事例ですが、剣道の対外試合で遠征の帰りに、海水浴場に行った。行けば子供達は泳ぎたくなくなります。そうしたら溺水死亡事故が起きてしまった。なぜならば、剣道の指導者は水泳の専門家ではない。海の危険性の認識が不十分だったということもあります。

つまり、自分がやっているスポーツにおける第六感と、それぞれのスポーツにおける第六感とは違うわけですね。そういう意味で第六感の磨き方も重要です。

ここでまとめますと、まず、「天災は忘れたところにやってくる」と言いますが、事故・トラブルは本来予想できないので、常にわが身に降りかかるという意識が重要です。スポーツに危険が伴う限り、完全な事故防止は不可能です。

2つ目に、「マッチャー本火事のもと」、リスク管理の基本は初期コントロールであり、初動を制することが被害の拡大を防止します。電車の車掌や運転手が指差し確認をやっていますが、これは、各人が心と身体の基本を口で言うことによって、注意を喚起しているわけです。過失は注意義務違反です。

そして、日常的に、「まあいいや」と思った時に事故は意外に発生しています。先程私は予見可能性と回避可能性と言いましたが、それでは、リスクの情報収集をするにはどうしたらいいか。それは簡単です。毎日、新聞を読むことです。「他山の石」と言いますが、人のふり見て我がふり直す。身近な新聞を読むことによって、色々なことが分かってきます。

犬が人を咬んでもニュースにならないけれども、人が犬を咬めばニュースになる。そういう

う有名な言葉がありますが、新聞は異常なこと、珍しいことを記事にします。振り込め詐欺は、当初、そういう被害者は何人かでしかないだろうと思われていました。しかし、毎年、全国で何百億もの被害額になっている。そのくらい被害に遭っている人が多い。そういうリスクの情報収集も新聞記事から得られるわけですね。

大事なことは、誰でも最初から不幸な事態は考えません。自分が訴えられるなどということを考えるのは辛いですね。でも、訴えられた時にどうしたらいいか。先程話しているように、「逆転の発想」が大切です。

私共のクライアントの話を聞いていますと、例えば最初は100万ぐらいの未公開株を勧められてやっていたのが、ある時から1600万になって、ひょっとしたらおかしいんじゃないかと感じたと言っています。つまり異常な状態になった。そういう時に被害が大きく膨らんでいく

わけで、私は、その時なぜ弁護士なり息子さんに相談しなかったのか、それが一つの壁の越え方だと言いました。そうすればがらりと画面が変わるんです。そういう意味で、「逆転の発想」ということをご理解いただけたらと思います。

以上で私の話を終わりたいと思います。ご清聴どうもありがとうございます。



【質疑応答】

司会 それでは、折角の機会ですので、先生にぜひ質問をしたいという方がいらっしゃいます。したら、お受けしたいと思います。

Q トレーニングジムで筋トレ中、脳梗塞を起こした方がいました。この方は体型からしてメタボで高血圧であることはご存じのようでしたが、私達は存じ上げていません。

先生のレジュメのP.6に、「普通の知識・経験を有する成年の男女がスポーツ活動を行う場合には、スポーツ活動そのものに伴う危険について」とあります。事故がないようにするのが私達の仕事ですけれども、筋トレをした時に血圧が200を超えるということが、普通の知識のうちに入るのかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。

A 自分の身体は基本的に自分で管理するわけですね。だから、数値が200か200でないかということや、自分で気持ちが悪くならないようにするとか、この方は通院されているわけですから、自分がどのようなトレーニングをすればいいかということを、お医者さんに聞くべきです。民間のジムがお医者さんを顧問に据えて、毎日健康診断を受けるということは殆んど不可能ですからね。その辺は自分の知識に入るだろうと思います。

ただ、そういう事故が起きた。それを会員の皆さんに周知徹底して、同じようなことが起きないように、再発防止みたいなことをやっていただいたほうが、具体的に対策を立てたと

いうことで、後から役に立つと思います。

Q 私はスポーツジムでトレーニングをすることがありますが、最近、パーソナルトレーナーとというのが普及してきて、必ずと言っていいほど免責同意書にサインをさせます。

中には、明らかに技術レベルが低いトレーナーさんもいらっしゃるんですが、クライアントさんはそういうことを判断する知識も経験もない人が殆んどです。そういう状態でサインをさせるとするのは、かなり詐欺に近いんじゃないかと思うんですが、現時点の法律で、そういう同意書自体が違法であるという判断は可能でしょうか。

A 同意書を取ってはいけないという法律はありません。それから、それを取るなど規制することもあります。なぜかという点、同意書を取る・取らないは本人の判断ということなんです。しかし、それを取られた人が自ら立ち上がって、このジムは同意書を取るようなところだというふうに逆宣伝する。そして、とんでもないところだということで、消費者が不買運動を起こす。そういう対策はもちろんあると思います。それをやるかどうかは、さっき言った「まあいいや」と思わない。「私は分らない」というふうに思わない。自分の力でそれに対処する能力と力のある人がやることでしょね。そういう文書を取られそうになった時に、なぜこれを取るのかと自ら声を出さないと、いつまでもなくなりません。

医師のように、常に人の生死にかかわる問題になってくるときには、免責同意書を取ったところでどうしようもないなと気がつくんです。だけど、普通のトレーナーとかスポーツジムの場合は、取っておけば安心だ、という安易な言い方で取るパターンがありますね。

私は相談を受ける時に、お医者さんのインフォームド・コンセントと同じだから、危険を周知徹底させる説明書に変えた方がいいかですか、と言います。つまり、あなたがこういうトレーニングを受けるということは、こういうリスクがあるということをまずご理解ください。そして、こういうリスクがあるということをご承知の上でやってください、スポーツは自らの責任の部分になりますよ、というふうに話すならばいい。ただし、法的責任を負わないという文書は無効になる。それだけです。

司会 もっとご質問を受けたいところですが、時間となりました。先生は全国各地で講演をしておられますので、そういう機会にお話を聞いていただければと思います。

本日は貴重なお話をどうもありがとうございました。